

羽村市環境配慮事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羽村市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）において、地球温暖化の要因たる二酸化炭素等の排出を低減するためのエネルギーの創出等に関連する事業並びに新たに土地及び建物に緑化を施す事業等（以下「環境配慮事業」という。）の経費の一部を、市内消費の活性化を促す方法によって助成するとともに、家庭内での省エネ活動等（以下「環境配慮行動」という。）の実績により付与するエコアクションポイント数に応じた環境配慮物品を取得できる機会を提供する方法（以下「エコアクションポイント事業」という。）をもって、地域における低炭素社会の実現及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の住民基本台帳に記録を有する者をいう。
- (2) 市内事業者 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に本支店又は事業所が登記又は登録されている法人及び個人事業主の市民（以下「市内法人等」という。）であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号及び第5項に定める中小企業者及び小規模企業者
 - イ 市内に所在する建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に定める区分所有者の団体であって、規約、議決組織及び管理者を現に有するもの
- (3) 住宅 助成の申請時点において登記済みの市内の家屋（以下「登記済み家屋」という。）であって、人の居住の用に供するものをいう。
- (4) 事業所 登記済み家屋であって、事務所、工場、作業場、店舗その他の事業の行われている場所及び区分所有法における共用部分をいう。
- (5) 創省エネ化 低炭素化のため、再生可能エネルギーの創出又はエネルギーの使用の合理化を図る工事、設備の導入又は機器の導入をいう。
- (6) エコポイント 環境配慮事業に対する助成として付与されるポイントで、市内法人等からの物品購入、サービスの提供又は工事を受けた費用に充当できるも

のをいう。

- (7) 市税等 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。
- (8) 優先施工者 市内法人等であって、現に事業を営んでいるものによって行われる創省エネ化又は緑化事業の請負者又は施工者をいう。
- (9) 一般施工者 前号に規定する者以外の創省エネ化又は緑化事業を行う請負者若しくは施工者をいう。
- (10) 低木 しゅん工時の樹高が0.3メートル以上であって、成熟時の樹高が2メートル未満である樹木をいう。
- (11) 高木 しゅん工時の樹高が0.8メートル以上であって、成熟時の樹高が2メートル以上となる樹木をいう。
- (12) 地被植物等 多年生の性質が強健な植物であって、芝草類、ツル物類、ササ類、草本類、シダ類又はコケ類をいう。
- (13) 緑化事業 市民又は市内事業者が、市内において、地域の特性及び緑化する場所に適した高木、低木又は地被植物等を用いて行う緑化のことをいう。
- (14) 生け垣緑化 家屋が所在する土地（以下「敷地」という。）において、隣接する第三者の所有地の境界線（以下「隣地境界線」という。）に沿って行う緑化事業をいう。ただし、当該敷地がセットバックしている場合は、当該敷地とセットバック部分との境界線を隣地境界線とする。
- (15) 庭木緑化 前号に規定する緑化以外の敷地の部分において行う緑化事業をいう。
- (16) 屋上緑化 家屋のうち、構造物のない屋外の屋上部分において、安全に日常管理を行うことができる緑化事業をいう。
- (17) 壁面緑化 家屋のうち、直に外気に接している壁面部分に行う緑化事業をいう。
- (18) 既存塀 緑化事業に着手する以前から隣地境界線に沿って設置されているブロック塀、石積塀、コンクリート製の塀、万年塀その他これに類するものをいう。
- (19) 既存舗装 緑化事業に着手する以前から敷地に設置されているコンクリート等で地面を敷き固めたものをいう。
- (20) 家庭用生ごみ処理容器等 家庭から排出される厨芥類を分解処理し、当該処理した厨芥類の残さ等が有機肥料等として活用が図られる等の機能を有し、ご

み減量に効果があると認められる容器等であって、電力を使用しないものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる環境配慮事業は、創省エネ化、緑化事業（以下「助成対象工事等」という。）及び家庭用生ごみ処理容器等の購入とし、別表第1に定めるものとする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは助成の対象としない。

- (1) 法令等の規定により行う創省エネ化又は市内事業者が販売等の営業を目的として行う創省エネ化
- (2) 羽村市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第16号）において規定される緑地として設けるもの
- (3) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に規定される開発許可の対象となる施設の緑化事業として行うもの
- (4) 羽村市宅地開発等指導要綱（平成4年羽都都発第7737号）の規定に基づく緑化の推進として行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
(助成対象者)

第5条 助成の対象となる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれにも適合する市民
 - ア 納期の到来している市税等（別表第1に掲げる助成メニューのうち、トイレの節水改修工事の場合は水道料金及び下水道使用料も加えることとする。）を完納していること。
 - イ 第11条に規定する助成の申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年の住民税申告がされていること。
- (2) 次の各号のいずれにも適合する市内事業者（個人事業主の市民を除く。）
 - ア 市に法人設立・設置届出書が提出されていること。
 - イ 申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告がされていること。
 - ウ 納期の到来している市税（別表第1に掲げる助成メニューのうち、トイレの

節水改修工事の場合は水道料金及び下水道使用料も加えることとする。) を完納していること。

エ 大企業の子会社又は関連会社でないこと。

(3) 前2号のいずれにも適合する個人事業主の市内事業者

2 創省エネ化又は緑化事業に対する助成の対象となる住宅又は事業所は、市内において所有又は使用するものとする。ただし、当該住宅又は事業所の敷地又は家屋が、自ら所有するものでないときは、所有者の承諾を得なければならないものとする。

3 緑化事業に対する助成の対象となる土地は、住宅が所在していなければならないものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象経費から除くものとする。

(1) 消費税に相当するもの

(2) 申請、登記、登録等の手数料及び代行等の報酬

(3) 次に掲げる補助その他金銭の給付(以下「補助等」という。)

ア 国又は国の外郭団体からの補助等

イ 東京都又は東京都の外郭団体からの補助等

ウ この要綱以外の市からの補助等

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく住宅改修費の補助等

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく住宅改修費の補助等

カ アからオに掲げるもののほか、対象経費に対して給付又は補填される補助等

(助成の方法等)

第7条 助成の方法は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成は、毎年度予算の範囲内において、エコポイントを付与する方法により行う。

(2) 別表第2の助成額若しくは限度額のいずれか低い額又は別表第2において定額と定める額について、1円を1エコポイントとして付与する。

(3) 助成対象工事等の種類及び別表第2の限度額にかかわらず、この要綱により申請を行った者に付与するエコポイントは、毎年度30万エコポイントを上限とする。

(4) 付与するエコポイントに1,000ポイント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、家庭用生ごみ処理容器等の購入については、100ポイント未満の端数を切り捨てるものとする。

(申請対象期間及び受付)

第8条 助成の申請及び受付は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成対象工事等が引渡され所有するに至った日（以下「所有日」という。）が、毎年1月1日から12月31日までの間に属するものを申請の対象とする。ただし、家庭用生ごみ処理容器等の購入については、購入日が毎年4月1日から12月31日までの間に属するものを申請の対象とする。

(2) 助成の申請は、前号に定める期間において1回限りとし、毎年5月1日から翌年1月31日までの間（閉庁日は除く。）に、先着順に受け付ける。この場合において、郵送による受付は申請期限の当日消印を有効とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、予算の限度に達したときは、申請の受付を終了するものとする。

(助成の届出)

第9条 創省エネ化又は緑化事業に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象工事等のしゅん工前に環境配慮工事等届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の届出があったときは、受理書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、この要綱の目的の達成に必要な範囲内において、条件を付することができる。

3 助成の優先順位は、届出書を受理した順とする。

(変更の届出)

第10条 届出書を提出した申請者は、その内容に変更が生じたときは、直ちに環境配慮工事等計画変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、助成の交付決定内容につき、当該助成の額を増加させるものでないとき又は主要な内容を変更するものでないときは、変更届の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の変更届を受理したときは、その内容を審査し、第9条第2項の受理書を申請者に交付するものとする。

3 助成対象工事等の対象経費が増加する変更であるときは、当該助成の額が増加する部分につき、助成の優先順位は、変更届を受理した順とする。

(助成の申請)

第11条 申請者は、助成対象工事等の所有日以降の第8条第2号に規定する期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 受理書(第9条に規定する届出書の提出があった場合に限る。)

(2) 環境配慮事業費助成(環境配慮工事等)申請書(様式第4号)

(3) 助成対象工事等に係る請負等契約書の写し

(4) 助成対象工事等に係る請負等契約の支払を証する書面の写し

(5) 助成対象工事等に係る経費の内訳を証する書面の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 家庭用生ごみ処理容器等の購入に対する助成を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理容器等の購入日以降の第8条第2号に規定する期間内に、環境配慮事業費助成(環境配慮製品購入)申請書(様式第5号)に当該家庭用生ごみ処理容器等の購入を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(審査及び決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請について速やかに審査し、助成の可否を決定し、当該申請を行った者に環境配慮事業費助成決定通知書(様式第6号。以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、この要綱の目的の達成に必要な範囲内において、条件を付することができる。

2 市長は、審査に必要と認める場合は、申請のあった助成対象工事等について、市長が指定した日に実地調査を行うことができる。

(中止又は辞退の届出)

第13条 届出書を提出した申請者は、助成対象工事等を中止したとき又はエコポイントの付与を辞退するときは、直ちに環境配慮工事等計画中止届兼エコポイント付与辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(エコポイントの使用制限)

第14条 当該助成により付与されたエコポイントは、決定通知書を発した日の属する年度の末日まで使用できる。

2 次に掲げるものに対しては、エコポイントを使用できないものとする。

(1) 寄付等の経済財の消費を伴わないもの

(2) その他公金の性格上相応しくないものとして、市長が認めるもの

(エコポイントの使用報告)

第15条 当該助成により付与された全てのエコポイントを使用した者は、当該使用により得た領収証書をエコポイント使用報告書兼請求書（様式第8号。以下「報告書」という。）に添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、報告書が提出された場合には、エコポイントの使用について審査し、この要綱に適合すると認めるときは、使用されたエコポイントに相当する金額を、指定された口座へ遅滞なく振込むものとする。

(是正措置)

第16条 市長は、当該環境配慮工事等がこの要綱に適合しないと認めるときは、これに適合するよう環境配慮工事等是正指示書（様式第9号）により、申請者に対して指示することができる。

2 前項による指示があった場合、申請者は、直ちに是正措置を講じ、指示を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日までに環境配慮工事等是正措置完了届（様式第10号）により、市長に報告しなければならないものとする。

(助成の決定の取消し)

第17条 市長は、助成を受けた者（以下「助成受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成の全部又は一部の決定を取消することができる。

(1) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(3) この要綱の規定に反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取消した場合は、環境配慮事業費助成決定取消通知書（様式第11号）により、助成受給者へ通知するものとする。

(エコポイントにより支出された金銭の返還)

第18条 市長は、前条の規定により助成の決定を取消した場合において、助成受給者が既にエコポイントに相当する金額を収受しているときは、期限を指定し、エコポイントの使用により収受した金銭の返還命令書（様式第12号。以下「返還命令

書」という。)により、当該助成の決定の取消しを受けた者に対し返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により、返還命令を受けた者は、指定された期日までに收受した金銭を返還しなければならない。

(維持管理及び財産処分の制限等)

第19条 助成受給者は、次に掲げる期間について、申請書に示したとおり創省エネ化及び緑化事業による設備等を維持保全しなければならないものとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、耐用年数が定められているものは、当該耐用年数以上
- (2) 前号に該当しないものについては5年以上

- 2 羽村市補助金等交付規則(昭和52年規則第10号。以下「交付規則」という。)第21条ただし書に定める期間は前項各号に定める期間とする。この場合において、助成受給者は、譲受人等に対してこの要綱及び申請書の内容を説明するとともに、遵守させなければならないものとする。

- 3 市長は、前2項の状況等について必要があるときは、助成受給者に対し、報告を求めることができるものとし、助成受給者は速やかにこれに応じなければならないものとする。

(エコアクションポイント事業対象者)

第20条 エコアクションポイント事業の対象となる者は、納期の到来している市税等を完納している市民とする。

(エコアクションポイント事業の実施方法等)

第21条 エコアクションポイントが付与される環境配慮行動、付与される当該ポイント数、及び市が当該ポイント数を確認する方法については、別表3のとおりとする。

- 2 次条に規定する前期分及び後期分に付与されたポイント数が所定のポイントに達した者の中から抽選により環境配慮物品を交付するものとする。

(申請対象期間及び受付)

第22条 エコアクションポイントの申請及び受付は次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 申請は、市が環境配慮行動を確認した際にスタンプを押印するエコアクションポイントカードにより行うものとする。
- (2) 申請は前期分と後期分に分け、前期分は毎年4月1日から同年9月30日までに、後期分は10月1日から翌年3月31日までに、実施した行動とする。
- (3) 市民は、環境配慮物品の抽選に申し込むための抽選券（以下「エコアクションポイント抽選券」という。）を得るためには、前期分は10月15日、後期分は4月15日までに、市長にエコアクションポイントカードを提出するものとする。

（抽選券の交付及び抽選の実施）

第23条 市長は、前条によるエコアクションポイントカードが提出された場合は、遅延なくその内容を確認し、適当と認めたときは、当該カード提出者（以下「エコアクションポイント提出者」という。）にエコアクションポイント抽選券を交付するものとする。

2 エコアクションポイント提出者は、前条に規定する前期分及び後期分を対象とした抽選に応募し、当選したときは環境配慮物品を取得できるものとする。

（準用）

第24条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、交付規則の例による。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された助成金に関しては、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条、第11条関係）

助成対象事業等

助成メニュー	条件
創省エネ化	
太陽熱利用システム	1 (財) ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの又は同等以上の性能を持つもの
	2 対象システムから住宅等の部分に太陽熱の供給を行うものであって、蓄熱槽を地上（耐震性のある陸屋根を含む。）部分に有するもの
	3 未使用の機器を用いるもの
太陽光発電システム	1 (財) 電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けているもの又は同等以上の性能を持つもの
	2 住宅に設置するものは、公称最大出力2 Kw以上のもの 事業所に設置するものは、公称最大出力5 Kw以上のもの
	3 長期間の使用に耐えうるよう、適切に設置されたもの
	4 未使用の機器を用いるもの
	5 送配電線と逆潮流が可能な状態で連系したもの
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	1 対象システムから住宅等の部分に給湯を行うもの
	2 発電定格出力0.5 Kw以上1.5 Kw以下のもの
	3 燃料電池ユニットの排熱により給湯（貯湯ユニット50ℓ以上）を行うユニット又はそれに相当するユニットを有するもの
	4 J I S C 8823に基づく総合効率が低位発熱量基準（以下「LHV」という。）80%以上又は同等以上の性能を有するもの
	5 未使用の機器を用いるもの
高効率小規模コージェネレー	1 住宅等の部分に給湯、熱又は電気の供給を複数行うもの

シヨシシステム	2 発電能力を有するものは、定格出力0.75 Kw以上25 Kw以下のものであって、JIS B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率がLHV80%以上又は同等以上の性能を有するもの
	3 熱源を発電以外の複数に用いるものにあつては、熱利用効率がおおむねLHV70%以上又は同等以上の性能を有するもの
	4 未使用の機器を用いるもの
地中熱利用システム	1 地中熱を熱源とするシステムであつて、住宅等の部分に冷暖房又は給湯を行うもの
	2 定格運転による能力が暖房COP（暖房エネルギー消費効率）及び冷房COP（冷房エネルギー消費効率）がともに3.3以上の能力又は同等以上の性能を有するもの
	3 熱応答試験を行うもの又はこれに準じた結果を示すことができるもの
	4 未使用の機器を用いるもの
木質バイオマス利用設備	1 定格出力時においてLHV75%以上又は同等以上の性能を有するもの
	2 強制排気構造を備えるもの
	3 消防関連法規に沿って設置されるもの
	4 排気口が隣接する家屋から1.5 m以上離れて設置され、臭気規制基準に適合するもの
	5 未使用の機器を用いるもの
	6 国内産の間伐材等を燃料に用いるもの
中水利用設備	1 新たに雨水を貯留し住宅等に活用するもの
	2 貯留槽の前にトラップ等を有し、貯留雨水及び貯留槽の維

	<p>持に適切な構造であるもの</p>
	<p>3 次のいずれかに適合するもの</p> <p>ア 100ℓ以上の貯水容量があるもの（連結式を含む。以下「雨水タンク」という。）</p> <p>イ 1 m³以上の貯留槽を有し、住宅等の設備に利用するもの（以下「雨水貯留槽」という。）</p>
<p>高密度蓄電池システム</p>	<p>1 リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気的エネルギーを供給するもの）又は同等以上の性能を有する蓄電池とともに、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置により一体的に構成されたもの</p>
	<p>2 （一社）環境共創イニシアチブに登録されているもの又はこれと同等以上の品質、品質管理体制及び性能を有しているもの</p>
	<p>3 高密度蓄電池システムから供給される電力が住宅等の部分で使用されるもの</p>
	<p>4 次のいずれかに適合するもの</p> <p>ア 商用電力の平準化を行うもの（以下「単体蓄電池」という。）</p> <p>イ 助成対象工事等のうち発電機能を有する設備と併用するもの（以下「併用蓄電池」という。）</p>
	<p>5 未使用の製品を用いるもの</p>
<p>エネルギー管理システム</p>	<p>1 住宅等の所有者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積し、データの「見える化」が図られるもの</p>
	<p>2 「ECHONET Lite」（エコーネットライト）規</p>

	格に準拠し、構成されたもの
	<p>3 次のいずれかに適合するもの</p> <p>ア 照明等を制御する機能を有し、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有しているもの（以下「単体HEMS等」という。）</p> <p>イ 助成対象工事等と併せて設置するものであって、空調、照明等を制御する機能を有し、機器の制御に係る装置のアプリケーションに1つ以上の機器の機器オブジェクトを搭載し、現に自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整する制御を行うもの（以下「制御HEMS等」という。）</p>
	4 未使用の製品を用いるもの
次世代自動車	<p>1 電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）であって、一般市場において販売されている当該自動車の平均的能力を有するもの</p>
	2 未使用かつ登録履歴のないもの
次世代自動車エネルギー供給設備	<p>1 EV、PHV又はFCVの駆動に必要なエネルギーを供給する設備であって、一般市場における当該設備の平均的能力を有するもの</p>
	2 一般に利用することが可能なもの
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	<p>1 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）普及加速事業費補助金の執行団体が定める交付要件に適合するものとして補助金の交付決定を受けるもの又はこれと同等以上の性能を有しているもの</p>
	2 国のZEH普及加速事業費補助金の執行団体にZEHビルダーとして登録されている事業者又はこれと同程度の能力

	<p>を有すると市長が認める事業者が設計、建築又は販売を行うものであること</p> <p>3 新築、未登記の新築建売又は既存の住宅（兼用住宅を含む）の改修工事</p>
ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング	<p>1 室内及び室外の環境品質を低下させることなく、創省エネルギー化により、運用時におけるエネルギーの需要と供給の年間積算収支（消費と生成又は外部との収支）がおおむねゼロ若しくはプラス（供給量＞需要量）となる事業所（ゼロ・エネルギー・ビルディング）</p> <p>2 合理的な範囲と認められる境界において、建築物の品質を維持するために必要なエネルギー消費を対象とした一次エネルギー消費量又は二酸化炭素排出量及び再生可能エネルギー利用量を積算できるもの</p> <p>3 新設事業所又は既設事業所の改修工事</p>
認定低炭素住宅	<p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条に基づき認定された住宅等</p> <p>2 新築、未登記の新築建売又は既存の住宅等</p>
長期優良住宅	<p>1 助成対象工事等のうち複数の改修工事を既存の住宅等に行うもの</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条の認定通知を受けるもの</p>
高断熱化改修工事	<p>1 既存の住宅等の次の部分の断熱性を向上させる改修工事</p> <p>ア 窓の断熱</p> <p>イ 天井及び屋根等の断熱</p> <p>ウ 外気等に接する壁の断熱</p> <p>エ 外気等に接する床の断熱</p>

	2 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定する評価方法基準（平成21年国土交通省告示第354号）における省エネルギー対策等級4の基準に適合した未使用の製品を用いる改修工事
LED照明改修工事	1 既存の住宅等のLED照明以外の照明設備をLED照明に交換する改修工事
	2 JIS規格による性能要求事項に適合するもの
	3 JIS C 8152の基準による全光束の効率が65lm/W以上のもの
	4 定格寿命35,000時間以上のもの
	5 未使用の機器であるもの
高遮熱塗装等改修工事	1 既存の住宅等の遮熱性能を向上させ、特定部分の室内の温度を低減させる改修工事
	2 塗料等は、JIS K 5602基準によるグレー（N6）塗料試験体において第三者機関試験の日射反射率特定値が50%以上又は同等以上の性能を有するもの
	3 フィルム等は、JIS A 5759基準による3mm透明フロートガラス試験において遮蔽係数が0.7以下かつ日射熱取得率（真北±30度方位の日射侵入率）0.06以下又は同等以上の性能を有するもの
	4 未使用の製品を用いるもの
浴室高断熱化改修工事	1 既存の住宅等の浴室及び浴槽の性能を向上させる改修工事
	2 JIS A 5532（改正公示後）基準による高断熱浴槽認証製品又は同等以上の性能を有しているもの
	3 未使用の製品を用いるもの
トイレの節水改修工事	1 既存の住宅等のトイレ及び便器の性能を向上させる改修工

	<p>事</p> <p>2 次のいずれかに適合する改修工事</p> <p>ア J I S A 5 2 0 7 : 2 0 1 1 に規定する「タンク式節水 2 形大便器」又は「洗浄弁式節水 2 型大便器」</p> <p>イ J I S A 5 2 0 7 : 2 0 1 4 に規定する「タンク式節水 2 形大便器」又は「専用洗浄弁式節水 2 型大便器」</p> <p>ウ 洗浄水量が 6 . 5 l 以下と認められるもの</p> <p>3 未使用の製品を用いるもの</p>
高効率空調等改修工事	<p>1 既存の住宅等の空調等の性能を向上させる改修工事</p> <p>2 次のいずれかに適合する改修工事</p> <p>ア 住宅にあつては、最新年度のトップランナー基準を達成しているもので、省エネルギーラベリング制度による表示がされているもの</p> <p>イ 事業所にあつては、国の最新の L 2 - T e c h 認証製品であるもの</p> <p>3 未使用の製品を用いるもの</p>
提案型創省エネ化事業	<p>1 上記以外の創省エネ化を図る事業であつて、新たに住宅等の低炭素化を図るもの</p> <p>2 住宅等の全体のエネルギー使用量又は二酸化炭素排出量を 2 0 % 以上削減できるものであつて、かつ上記の創省エネ化と同等以上の効果が見込まれる設備・機器を用いるもの</p> <p>3 事業内容、実績に基づく削減量の試算及び効果を提案書としてまとめ、届出書に付することができるもの</p>
緑化事業	
共通事項	<p>しゅん工時において生育に適した土壌及び適切なかん水又は散水方法が確保されていること</p>

生け垣緑化	1	おおむね30cmごとに1本の高木を植栽するもの
	2	しゅん工時において樹冠が重なりあうもの
	3	塀等の造作物と生け垣緑化が併設されていないもの
	4	縁石等の造作物は、敷地の地面より高さがおおむね40cm以下
	5	しゅん工時の生け垣緑化の上部の高さが、隣接して第三者が所有する土地の地面の高さよりおおむね1m以上のもの
	6	緑化面積3㎡以上のもの（生け垣緑化延長×0.6m）
庭木緑化	1	縁石等を用いて庭木緑化する範囲を敷地と区分し、その範囲が外観的にみて判別できるもの
	2	緑化面積2㎡当り高木1本以上又は低木3本以上
	3	地被植物等を用いるときは、地面が植栽により覆われているもの
	4	2の値又は3の植栽部分の面積が2㎡以上のもの
屋上緑化	1	屋上緑化の荷重が家屋屋上の耐荷重能力以内のもの
	2	屋上緑化する部分には、防水及び防根処理を施すもの
	3	排水層、保水層、透水層、土壌層及び土壌被覆層等からなる植栽に適切な構造のもの（基盤材等や地被植物等が一体型であるものを含む）
	4	日常管理又は自動かん水（散水）する方法が整っているもの
	5	見切材等により、屋上緑化する範囲が外観的に区分されているもの
	6	庭木緑化の条件2又は3を満たすもの
	7	5の範囲の面積が3㎡以上のもの

壁面緑化	1	家屋外壁の耐力が充分なもの
	2	次のいずれかに適合する土壌等に地被植物等を用いて行うもの ア 保水性及び通気性に優れ植栽に適した敷地 イ 保水性、通気性及び排水性に優れる基盤材等又は人工の土壌を用いる定置型プランター（おおむね容量100ℓ以上）
	3	次の要件に適合するワイヤー、パネル等の補助資材を用いるもの ア 植物の繁茂が容易な構造のもの イ 落下防止等の安全性、耐用年数、耐候性及び強度に優れているもの ウ 補助資材の間隔がおおむね40cm以内のもの
	4	日常管理又は自動かん水（散水）する方法が整っているもの
	5	補助資材の面積全体が覆われるように植栽されるもの
	6	ツル物類は、おおむね1m当たり3本を植栽し、5を満たすもの
	7	補助資材の面積が2㎡以上のもの
家庭用生ごみ処理容器等		
家庭用生ごみ処理容器等	1	家庭から排出される厨芥類を分解し、厨芥類の残さ等を減少させ、有機肥料化させる容器（電気式生ごみ処理機を除く。）

別表第2（第6条、第7条関係）

助成額等

助成メニュー	区分	助成額	対象経費	限度額
--------	----	-----	------	-----

ユー				
創省エネ化				
太陽熱利用システム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	100,000円
	一般施工者			50,000円
太陽光発電システム	優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 16,000円/kW	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	150,000円
	一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 8,000円/kW		80,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	60,000円
	一般施工者			30,000円
高効率小規模コージェネレーションシステム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	120,000円
	一般施工者			60,000円

地中熱利用システム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	250,000円
	一般施工者			150,000円
木質バイオマス利用設備	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	40,000円
	一般施工者			20,000円
中水利用設備	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	雨水タンク 30,000円 雨水貯留槽 120,000円
	一般施工者 (自主施工を含む。)			雨水タンク 10,000円 雨水貯留槽 60,000円
高密度蓄電池システム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	単体蓄電池 50,000円 併用蓄電池 80,000円

	一般施工者			単体蓄電池 35,000円 併用蓄電池 50,000円
エネルギー 管理シ ステム	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事 等に係る直接 工事費及び間 接工事費	単体HEMS等 60,000円 制御HEMS等 100,000円
	一般施工者			単体HEMS等 30,000円 制御HEMS等 80,000円
次世代自 動車	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	購入額（車両 本体のみ）	EV及びPHV 200,000円 FCV 250,000円
	一般施工者			EV及びPHV 100,000円 FCV 200,000円

次世代自動車エネルギー供給設備	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	普通充電 60,000円 急速充電及び水素供給 300,000円
	一般施工者			普通充電 40,000円 急速充電及び水素供給 200,000円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	優先施工者	定額 250,000円	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	—
	一般施工者	定額 100,000円	接工事費	—
ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング	優先施工者	定額 300,000円	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	—
	一般施工者	定額 200,000円	接工事費	—

認定低炭素住宅	優先施工者	定額 200,000円	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	—
	一般施工者	定額 150,000円		—
長期優良住宅	優先施工者	定額 150,000円	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	—
	一般施工者	定額 100,000円		—
高断熱化改修工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	60,000円
	一般施工者			30,000円
LED照明改修工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	50,000円
	一般施工者			20,000円
高遮熱塗装等改修工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事等に係る直接工事費及び間接工事費	100,000円
	一般施工者			50,000円

浴室高断 熱化改修 工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事 等に係る直接 工事費及び間 接工事費	100,000円
	一般施工者			40,000円
トイレの 節水改修 工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事 等に係る直接 工事費及び間 接工事費	30,000円
	一般施工者			20,000円
高効率空 調等改修 工事	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事 等に係る直接 工事費及び間 接工事費	60,000円
	一般施工者			30,000円
提案型創 省エネ化 事業	優先施工者	右の対象経費の2分の1の額	助成対象工事 等に係る直接 工事費及び間 接工事費	300,000円
	一般施工者			200,000円
緑化事業				
生け垣緑 化	優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 新たなもの20,000円/ m ² 3 既存塀を撤去するもの25, 000円/m ²	高木の購入費 植栽に要する 経費 補助資材設置 経費 既存塀の撤去 に要する経費	200,000円
	一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の3分の1の額 2 新たなもの15,000円/		

		m^2 3 既存塀を撤去するもの20, 000円/ m^2		
庭木緑化	優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 新たなもの18,000円/ m^2 3 既存舗装を撤去するもの2 3,000円/ m^2	高木、低木、 地被植物等の 購入経費 植栽経費 補助資材設置 経費	200,000円
	一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の3分の1の額 2 新たなもの13,000円/ m^2 3 既存舗装を撤去するもの1 8,000円/ m^2	既存舗装の撤 去に要する経 費	
屋上緑化	優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 20,000円/ m^2	高木、低木、 地被植物等の 購入経費	250,000円
	一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の3分の1の額 2 15,000円/ m^2	防水及び防根 等の基盤整備 経費 植栽に要する 経費 補助資材設置 経費 自動かん水	

			(散水)に要する経費	
壁面緑化	優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の2分の1の額 2 20,000円/m ²	地被植物等の購入経費 植栽に要する経費 補助資材設置経費 自動かん水(散水)に要する経費	250,000円
	一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の3分の1の額 2 15,000円/m ²		
家庭用生ごみ処理容器等				
家庭用生ごみ処理容器等	—	右の対象経費の2分の1の額	購入額	5,000円

別表第3 (第21条関係)

エコアクションポイント

環境配慮行動	付与ポイント数	条件、確認方法
歩く	4週間又は1ヶ月の累計歩数が、100,000歩を超えて歩くと、「4週又は1ヶ月 50ポイント」ポイント上限は、前期、後期各350ポイント	連続した4週間又は1ヶ月の累計歩数が確認できる歩数計又はアプリケーションを使用し、条件を満たした4週又は1ヶ月の当該数値画面を提示
乗る	市内循環バスはむらんに乗車すると、「1回 5ポイント」	ICカード乗車券の乗車履歴を提出 回数券購入の領収証書を提出

	<p>「回数券購入 50ポイント」 ポイント上限は、前期、後期各300ポイント</p>	
賢く使う	<p>水光熱費の使用量が前年同月の使用量を超えないように使うと、 「電気 1ヶ月 30ポイント」 「ガス 1ヶ月 30ポイント」 「水道 2ヶ月 30ポイント」 ポイント上限は、前期、後期各420ポイント</p>	<p>検針票等使用料の削減が確認できる書類を提出</p>
買う	<p>羽村市農産物直売所で買い物をし、カードのスタンプがいっぱいになると、 「裏表満印 1枚 50ポイント」 ポイント上限は、前期、後期各300ポイント</p>	<p>農産物直売所発行の満印となったスタンプカードを提出</p>
参加する	<p>ポイント対象のイベントや講座へ参加すると、 「講座参加 各 50ポイント」 「グリーンカーテンコンテスト応募 200ポイント」 環境フェスティバル指定イベント参加 50ポイント」 ポイント上限は、前期、後期各400ポイント</p>	<p>市が指定するイベントや講座に参加した際に、ポイントカードを提示</p>